

防衛省訓令第134号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の3第1項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第19条の5第3項及び第19条の6の規定に基づき、指定場所生活調整金の支給に関する訓令を次のように定める。

令和7年5月28日

防衛大臣 中谷 元

指定場所生活調整金の支給に関する訓令

（支給基準）

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する防衛大臣の定めるものは、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第2項に規定する一般曹候補生とする。

2 法第26条の3第1項に規定する防衛大臣が定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 法第18条第1項に規定する集团的居住場所
- (2) 自衛官候補生の居住場所に関する訓令（平成22年防衛省訓令第27号）第1条に規定する集团的居住場所
- (3) その他前2号に掲げる場所に準ずる場所として防衛大臣が定めるもの

3 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第19条の5第3項に規定する防衛大臣が定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 懲戒処分を受けることが相当とされる行為があったこと。
- (2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第54条の規定の適用を受けることとなったこと（現に営舎外居住を行う場合に限る。）。)
- (3) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第3条第1項の規定による育児休業をしたこと。
- (4) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第10条において準用する同法第3条第1項の規定による自己啓発等休業をしたこと。
- (5) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第3条第1項の規定による配偶者同行休業をしたこと。
- (6) 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第11条において準用する同法第2条第2項に規定する留学をしたこと。
- (7) その他前各号に掲げる事由に準ずる事由として防衛大臣が定めるもの

4 法第26条の3第1項に規定する基準期間（以下「基準期間」という。）において懲戒処分を受けた者で、直前の基準期間以前において当該懲戒処分の直接の対象となった行為に基づき前項第1号の規定により指定場所生活調整金が不支給となったものについては、当該懲戒処分を受けた日の属する基準期間に係る指定場所生活調整金を支給することができる。ただし、当該基準期間に当該懲戒処分以外の懲戒処分又は前項各号に掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

（支給事務を行う俸給支給機関の長）

第2条 指定場所生活調整金の支給に関する事務は、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第1条第1項に規定する俸給支給機関の長（以下「俸給支給機関の長」という。）が行うものとする。

（指定場所生活調整金支給簿）

第3条 俸給支給機関の長は、指定場所生活調整金を支給するときは、防衛省人事・給与情報システムにより指定場所生活調整金支給簿を作成するものとする。

2 指定場所生活調整金支給簿の様式は、別記様式第1によるものとする。

（指定場所生活調整金管理簿）

第4条 俸給支給機関の長は、指定場所生活調整金の支給の状況を記録し、把握するため、指定場所生活調整金の支給を受けた自衛官ごとに指定場所生活調整金管理簿を作成し、保管するものとする。

2 指定場所生活調整金管理簿の様式は、別記様式第2によるものとする。

（委任規定）

第5条 大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、この訓令を実施するため必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この訓令は、令和7年5月28日から施行する。

別記様式第 1 （第 3 条関係）

指定場所生活調整金支給簿

部隊等名：_____

支給年月日 年 月 日

職員番号		認識番号	
氏 名		階 級	

指定場所生活調整金支給額		
控除額等	所得税の額	
差引支給額		口座振込

備 考	

指定場所生活調整金管理簿

職員番号／認識番号		所 属	部 隊 等 名	発 令 年 月 日
フリガナ				
氏 名				
採 用 年 月 日				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小計			
差引支給額 (C=a-b)				
支給年月日				
備 考				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小 計			
差引支給額 (C=a-b)			年 月 日 (官職) (氏名)	
支給年月日				
備 考				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小 計			
差引支給額 (C=a-b)				
支給年月日				
備 考				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小 計			
差引支給額 (C=a-b)				
支給年月日				
備 考				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小 計			
差引支給額 (C=a-b)				
支給年月日				
備 考				

支 給				
支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		支払部隊等名	
指定場所生活調整金支給額 (a)				
控除額 (b)	所得税		年 月 日 (官職) (氏名)	
	小 計			
差引支給額 (C=a-b)				
支給年月日				
備 考				